

広島県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年六月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和六年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字赤屋字上法一〇一七九番一 地先から 世羅郡世羅町大字赤屋字長者ヶ原五二番二地 先まで	旧		一六・六〇 三四・〇〇	二八・〇〇	
	新		一三・〇〇 二三・〇〇	二八・〇〇	幅員減少